

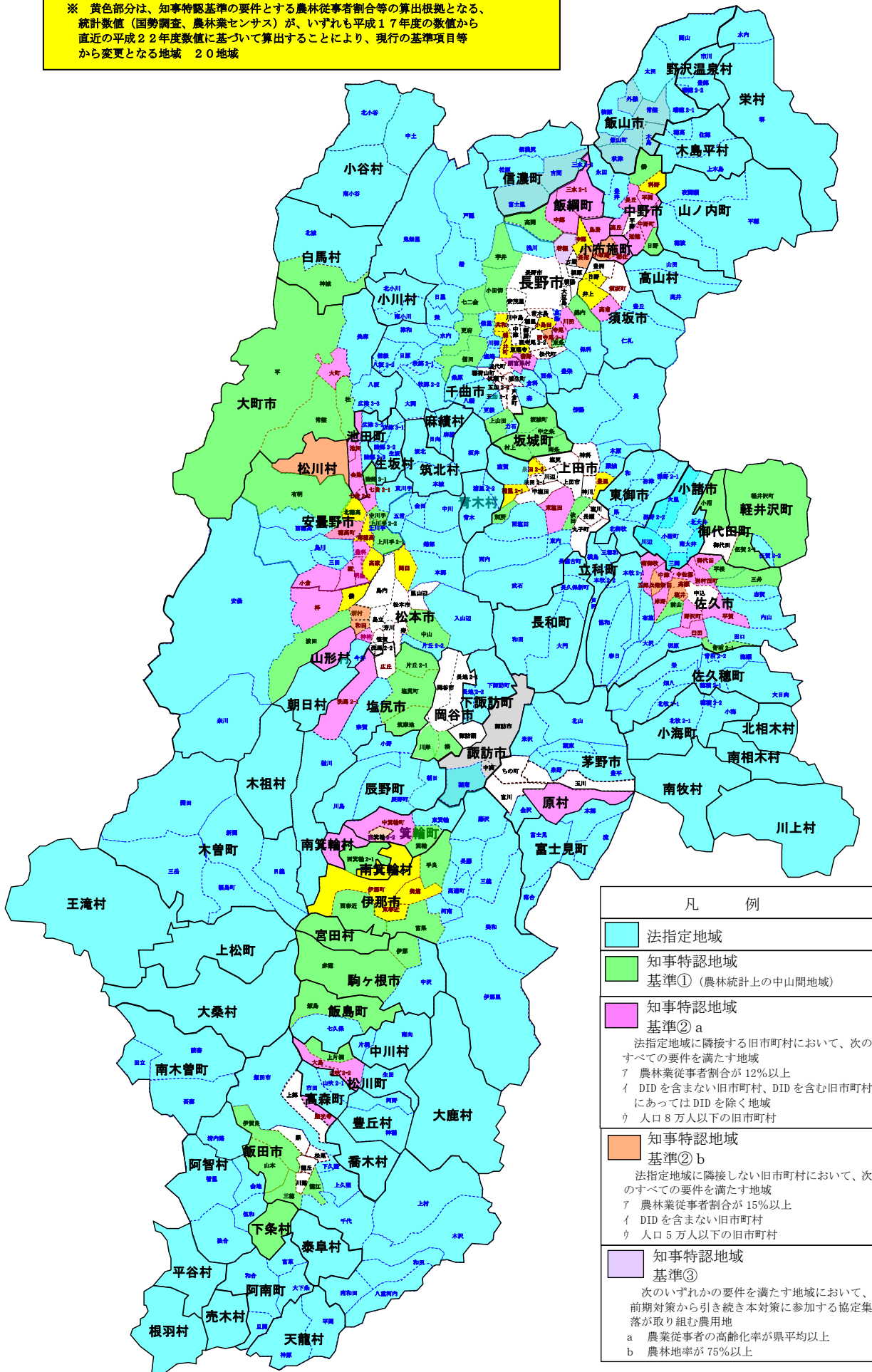
第3期対策と同基準とした場合の第4期対策における知事特認の状況

1 知事特認対象地域（農林業従事者割合等は「2010 農林業センサス」、人口「H22 国勢調査」による。）

基準区分	第3期対策 対象地域数 ()は集 落数	第4期対 策対象地 域数	摘 要
基準① 農林統計上の中山間地域	55	58	・基準②より 長野市共和村、上田市泉田村 2-2、中野市科野村
基準②a 法指定地域に隣接する旧市町村 ア 農林業従事者割合 12%以上 (新市町村単位) イ DID を除く地域 ウ 人口 8 万人以下 (旧市町村単位) (「旧市町村」とは S. 25. 2. 1 現在、以下 同じ)	53	43	・基準①へ 長野市共和村、上田市泉田村 2-2、中野市科野村 ・基準②b へ 安曇野市南穂高 ・基準③へ 上田市豊里、伊那市伊那、美 篤、南箕輪 ・対象外へ 上田市浦里 2-1、長野市小 島田
基準②b 法指定地域に隣接しない旧市町村 ア 農林業従事者割合 15%以上 (新市町村単位) イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下 (旧市町村単位)	17	12	・基準②a より 安曇野市南穂高 ・対象外より 東福寺 ・対象外へ 伊那市東春近、松本市倭村、 安曇野市高家、北穂高、須坂 市井上、日野、長野市神郷
基準③ 前期対策から引き続きの協定 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 (新市町村又は旧市町村単位) b 農林地率が 75%以上 (新市町村又は旧市町村単位) 基準④ 法指定地域に地理的に接する農用地	4	6	・基準②a より 上田市豊里、伊那市伊那、美 篤、南箕輪 ・対象外へ 長野市篠ノ井、松本市岡田

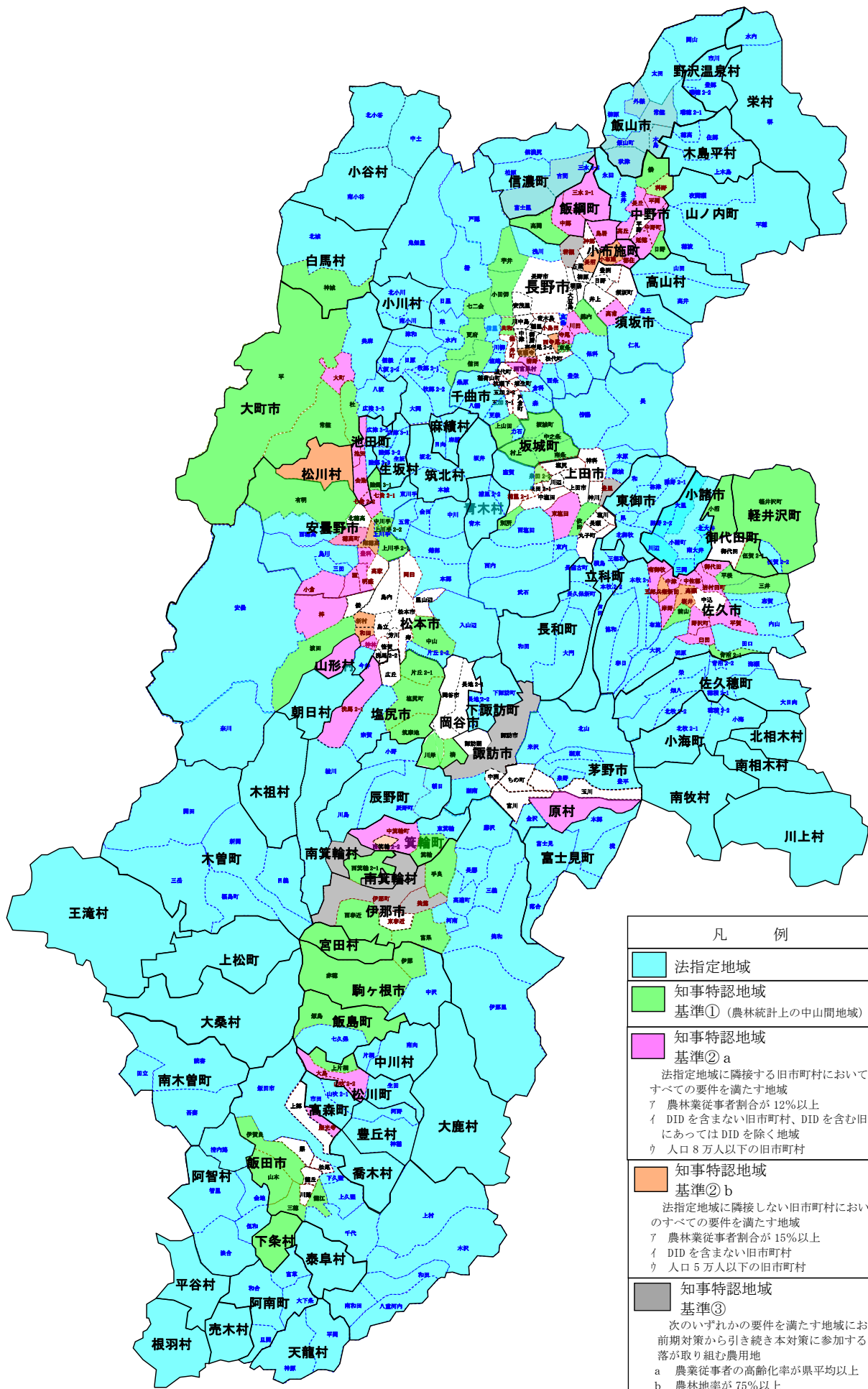
長野県中山間地域農業直接支払事業対象地域（第3期対策）

※ 黄色部分は、知事特認基準の要件とする農林従事者割合等の算出根拠となる、統計数値（国勢調査、農林業センサス）が、いずれも平成17年度の数値から直近の平成22年度数値に基づいて算出することにより、現行の基準項目等から変更となる地域 20地域



凡 例	
	法指定地域
	知事特認地域 基準①（農林統計上の中山間地域）
	知事特認地域 基準② a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が12%以上 イ DID を含まない旧市町村、DID を含む旧市町村にあつてはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準② b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が15%以上 イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 b 農林地率が75%以上

長野県中山間地域農業直接支払事業対象地域（第4期対策）



凡 例	
	法指定地域
	知事特認地域 基準①（農林統計上の中山間地域）
	知事特認地域 基準② a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が12%以上 イ DID を含まない旧市町村、DID を含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準② b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が15%以上 イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農林業従事者の高齢化率が県平均以上 b 農林地率が75%以上